

季 時 別 電 灯

(選 択 約 款)

平成24年 7 月 1 日 実施

九 州 電 力 株 式 会 社

平成 24 年 6 月 20 日 届 出

季 時 別 電 灯

目 次

本 則	1
1 目 的	1
2 選択約款の届出および変更	1
3 適 用 範 囲	1
4 供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5 契 約 容 量	2
6 季節区分および時間帯区分	2
7 料 金	3
8 使用電力量の計量	6
9 契 約 期 間	8
10 そ の 他	8
実 施 細 目	9
1 適 用 範 囲	9
2 契 約 容 量	9
3 夜間蓄熱型機器等にかかわる取扱い	9
4 使用電力量の計量	11
5 そ の 他	12
附 則	14
別 表	16

本 則

1 目 的

この選択約款は、季節別時間帯別に設定された料金によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

2 選択約款の届出および変更

- (1) この選択約款は、電気事業法第19条第12項の規定にもとづき、経済産業大臣に届け出たものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣に届け出て、この選択約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。
- (3) 当社は、電気供給約款（平成24年6月20日届出。以下「供給約款」といいます。）を変更した場合には、この選択約款を変更いたします。

3 適 用 範 囲

供給約款の従量電灯の適用範囲に該当し、別表1（夜間蓄熱型機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱型機器」といいます。）または別表2（オフピーク蓄熱型電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱型電気温水器」といいます。）を使用する需要で、夜間蓄熱型機器の総容量（入力）またはオフピーク蓄熱型電気温水器の総容量（入力）が原則として1キロボルトアンペア以上であり、かつ、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 契約容量

- (1) 契約容量は，原則として，供給約款の従量電灯Cに準じて定めます。
- (2) 夜間蓄熱型機器を使用される場合は，(1)にかかわらず，契約容量は，原則として，次のイによってえた値に0.4を乗じてえた値がロによってえた値以上となる場合は，イによってえた値とし，それ以外の場合は，次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{イによってえた値} + \text{ロによってえた値} \times 0.1$$

イ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器以外のものについて，原則として供給約款の従量電灯Cの契約容量決定方法に準じてえた値

ロ 契約負荷設備のうち夜間蓄熱型機器の総容量（入力）

6 季節区分および時間帯区分

- (1) 季節区分は，次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

- (2) 時間帯区分は，次のとおりといたします。

イ デイタイム

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。

ロ リビングタイム

毎日午前 8 時から午前10時までの時間および毎日午後 5 時から午後 10時までの時間をいいます。

ハ ナイトタイム

毎日午前 0 時から午前 8 時までおよび午後10時から翌日の午前 0 時までの時間をいいます。

7 料 金

料金は、早収期間内に支払われる場合には早収料金に別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとし、早収期間経過後に支払われる場合には遅収料金に別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。ただし、供給約款27（料金の算定）(1)イの場合で、需給契約が消滅したときに 10（その他）(1)イにより日割計算をしてえた料金については、早収料金に別表 4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものとしたします。

(1) 早 収 料 金

早収料金は、基本料金および電力量料金の合計といたします。ただし、お客さまが別表 3（8 時間通電機器）に定める夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器（以下「8 時間通電機器」といいます。）を使用される場合または 8（使用電力量の計量）(3)八により夜間蓄熱型機器を使用される場合の早収料金は、基本料金および電力量料金の合計から、八によって算定された 8 時間通電機器割引額または二によって算定された 5 時間通電機器割引額を差し引いたものとしたします。また、電力量料金は、別表 5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 26,500円を下回る場合は、別表 5（燃料費調整）(1)二によって算定

された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が26,500円を上回る場合は，別表5（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

イ 基本料金

基本料金は，契約容量に応じ1月につき次のとおりといたします。ただし，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

(イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以下の場合

1 契約につき	1,155円00銭
---------	-----------

(ロ) 契約容量が6キロボルトアンペアをこえる場合

1 契約につき最初の10キロボルトアンペアまで	1,575円00銭
上記をこえる1キロボルトアンペアにつき	283円50銭

ロ 電力量料金

電力量料金は，その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) デイタイム

デイタイムの使用電力量のうち，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお，その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には，その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
1 キロワット時につき	3 2 円 7 3 銭	2 7 円 2 3 銭

(ロ) リビングタイム

1 キロワット時につき	2 0 円 5 5 銭
-------------	-------------

(ハ) ナイトタイム

1 キロワット時につき	8 円 0 5 銭
-------------	-----------

八 8 時間通電機器割引額

8 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 8 時間通電機器割引額は、半額といたします。

8 時間通電機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	2 1 0 円 0 0 銭
--------------------------------	---------------

なお、8 時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

二 5 時間通電機器割引額

5 時間通電機器割引額は、1 月につき次によって算定された金額といたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 5 時間通電機器割引額は、半額といたします。

5 時間通電機器の総容量（入力）1 キロボルトアンペアにつき	2 3 1 円 0 0 銭
--------------------------------	---------------

なお、5 時間通電機器の総容量（入力）の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ホ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計から
ハまたはニによって算定された8時間通電機器割引額または5時間通
電機器割引額を差し引いてえた金額が次の金額を下回る場合は、その
1月の早収料金は、次の金額といたします。

1 契約につき	420円00銭
---------	---------

(2) 遅収料金

遅収料金は、早収料金にその3パーセントを加えたものといたします。

8 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款26（使用電力量の計量）に準ずるものといたします。

なお、計量器の付属装置に各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値が記録され、遠隔操作での検針により確認できる場合の料金の算定期間における各時間帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとの開始時刻および終了時刻における計量値の差引きにより算定された値を各時間帯ごとに合算してえた値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。この場合、計量器における各時間帯別の計量値の表示は省略いたします。

- (2) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、供給約款26（使用電力量の計量）(6)の場合を除き、取付けおよび取外した電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。

- (3) 夜間蓄熱型機器の計量等

イ 特別の事情がある場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱型機器の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱型機器については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱型機器に接続していただきます。また、当社は、ナイトタイム以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給を原則としてシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ロ イに該当する場合で、お客さまが8時間通電機器を使用されるときは、当該夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をシャ断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱型機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ハ イに該当する場合で、お客さまが希望される場合は、当該夜間蓄熱型機器について、当社は、毎日午前1時から午前6時までの時間以外の時間は、適当な装置を用いて電気の供給をシャ断いたします。（この場合の当該夜間蓄熱型機器を以下「5時間通電機器」といいます。）

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

ニ イ、ロおよびハの場合で、当社が電気の供給をシャ断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、ナイトタイムに使用されたものといいたします。

9 契 約 期 間

- (1) 契約期間は、需給契約またはその変更が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって、原則として供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯もしくは高負荷率型電灯に需給契約を変更することはできません。

10 そ の 他

- (1) その他の事項については、次に定める場合を除き、供給約款の従量電灯Cにかかわる規定を準用するものといたします。

イ 当社は、供給約款28（日割計算）に準じて日割計算を行ない早収料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定いたします。ただし、8時間通電機器割引額および5時間通電機器割引額の日割計算は、別表6（8時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ロ 供給約款41（制限または中止の料金割引）に定める事項については、供給約款の従量電灯Bに準ずるものといたします。

- (2) この選択約款の実施上必要な細目的事項については、（実施細目）によるものといたします。

実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この選択約款から供給約款の従量電灯または選択約款の時間帯別電灯もしくは高負荷率型電灯に需給契約を変更された後1年に満たないお客さまについては、この選択約款を適用いたしません。

2 契 約 容 量

- (1) お客さまの希望により当社の電流制限器を取り付ける場合は、契約容量は、電流制限器の定格電流値にもとづき次式により算定いたします。

$$\text{入力(キロワットアンペア)} = \text{電流制限器の定格電流(アンペア)} \times 100\text{ボルト} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、電流制限器とは、供給約款17（従量電灯）(1)ハ(ロ)および(2)ハ(ロ)における電流制限器をいいます。

- (2) 夜間蓄熱型機器を使用される場合で、お客さまの希望により夜間蓄熱型機器以外の機器について当社の電流制限器を取り付けるときは、本則5（契約容量）(2)イの値は、(1)に準じて算定いたします。

3 夜間蓄熱型機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱型機器

イ 夜間蓄熱型機器とは、別表1（夜間蓄熱型機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 別表1（夜間蓄熱型機器）(1)の「主としてナイトタイムに通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間をナイトタイムとすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 本則8（使用電力量の計量）(3)イ、ロまたはハの場合で、当社が

ナイトタイム以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置を取り付けた場合

八 夜間蓄熱型機器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

なお，お客さまが無断で夜間蓄熱型機器の取付け，取替えまたは取外しをされた場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，供給約款36（供給の停止）(3)八に該当するものいたします。

二 当社は，別表1（夜間蓄熱型機器）に定める夜間蓄熱型機器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱型電気温水器

イ オフピーク蓄熱型電気温水器とは，別表2（オフピーク蓄熱型電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能をあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱型電気温水器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当社に申し出ていただきます。

なお，お客さまが無断でオフピーク蓄熱型電気温水器の取付け，取替えまたは取外しをされた場合で，引き続き変更前の需給契約内容により電気を使用されたときは，供給約款36（供給の停止）(3)八に該当するものいたします。

八 当社は，別表2（オフピーク蓄熱型電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱型電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合，当社は，機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(3) 8時間通電機器

イ 8時間通電機器の取付け，取替えまたは取外しをされる場合は，当

社に申し出ていただきます。

□ 当社は、別表3（8時間通電機器）に定める8時間通電機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(4) 8時間通電機器等に対する料金割引

イ 本則7（料金）(1)二の適用を受ける夜間蓄熱型機器については、本則7（料金）(1)八は適用いたしません。

□ 8時間通電機器または5時間通電機器の取付け、取替えまたは取外しをされたことにより料金に変更があった場合は、8時間通電機器割引額および5時間通電機器割引額は、別表6（8時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式）により日割計算をいたします。

ハ 供給停止期間中の8時間通電機器割引額および5時間通電機器割引額については、別表6（8時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式）の「日割計算対象日数」を停止期間中の日数として日割計算をいたします。

なお、この場合、8時間通電機器割引額および5時間通電機器割引額は、まったく電気を使用しない場合のものとしたします。

4 使用電力量の計量

(1) 「特別の事情がある場合」とは、供給約款の従量電灯および選択約款の深夜電力または供給約款の従量電灯および選択約款の第2深夜電力の適用を受けているお客さまがこの選択約款に契約種別を変更される場合等、技術上、経済上やむをえず別計量を希望される場合をいいます。

(2) 本則8（使用電力量の計量）(3)イ、ロおよびハの場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則8（使用電力量の計量）(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

(3) 供給約款27（料金の算定）(1)イまたはロに準じて日割計算をする場合

で、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれるときは、料金計算上区分すべき期間における料金に変更のあった日の前後の日数に契約容量を乗じた値の比率によってあん分してえた値を、それぞれの期間の使用電力量といたします。

5 そ の 他

- (1) ナイトタイム以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款56（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 供給約款（工事費の負担）に定める事項については、契約負荷設備を増加されたにもかかわらず契約容量が増加しない場合は、契約容量が増加したのものとして、従量電灯Cに準じて取り扱うものといたします。
- (3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表6（8時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。

イ 検針期間の日数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応

するものといたします。)の属する月の日数といたします。

附 則

1 実 施 期 日

この選択約款は，平成24年7月1日から実施いたします。

2 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用開始

別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は，平成24年7月の検針日以降に使用される電気に適用するものとし，平成24年7月の検針日の前日までに使用される電気には適用いたしません。

3 再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

(1) お客さまが電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）附則第9条第1項に定める電気の利用者に該当する場合で，当社にその旨を申し出ていただいたときは，平成24年7月の検針日から平成25年4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず，零円といたします。

(2) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定（当該認定に係る年度が平成24年度であるものに限りま

す。）を受けた場合で，お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは，別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)にかかわらず，平成24年7月の検針日から平成25年3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は，その直後の検針日といたします。）の

前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別表4（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)口に準ずるものといたします。

別 表

1 夜間蓄熱型機器

夜間蓄熱型機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主としてナイトタイムに通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

2 オフピーク蓄熱型電気温水器

オフピーク蓄熱型電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱型機器に該当しないものをいいます。

3 8時間通電機器

8時間通電機器とは、夜間蓄熱型機器およびオフピーク蓄熱型電気温水器のうち次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として毎日午後11時から翌日の午前7時までの時間（本則8〔使用電力量の計量〕(3)口の場合は通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。）に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

- (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別

措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可

能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものとしたします。

なお，減免額の単位は，1円とし，その端数は，切り捨てます。

5 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \quad + B \times \quad + C \times$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$= 0.0848$$

$$= 0.2323$$

$$= 0.8667$$

なお，各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は，1円とし，その端数は，小数点以下第1位で四捨五入いたします。

□ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は，次の算式によって算定された値といたします。

なお，燃料費調整単価の単位は，1 銭とし，その端数は，小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,500\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が26,500円を上回り，かつ，39,800円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が39,800円を上回る場合

平均燃料価格は，39,800円といたします。

$$\text{燃料費調整単価} = (39,800\text{円} - 26,500\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

八 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃 料 費 調 整 単 価 適 用 期 間
毎年 1 月 1 日 から 3 月 31 日 までの 期 間	その年の 5 月の 検 針 日 から 6 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 2 月 1 日 から 4 月 30 日 までの 期 間	その年の 6 月の 検 針 日 から 7 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 3 月 1 日 から 5 月 31 日 までの 期 間	その年の 7 月の 検 針 日 から 8 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 4 月 1 日 から 6 月 30 日 までの 期 間	その年の 8 月の 検 針 日 から 9 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 5 月 1 日 から 7 月 31 日 までの 期 間	その年の 9 月の 検 針 日 から 10 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 6 月 1 日 から 8 月 31 日 までの 期 間	その年の 10 月の 検 針 日 から 11 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 7 月 1 日 から 9 月 30 日 までの 期 間	その年の 11 月の 検 針 日 から 12 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 8 月 1 日 から 10 月 31 日 までの 期 間	その年の 12 月の 検 針 日 から 翌年の 1 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 9 月 1 日 から 11 月 30 日 までの 期 間	翌年の 1 月の 検 針 日 から 2 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 10 月 1 日 から 12 月 31 日 までの 期 間	翌年の 2 月の 検 針 日 から 3 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 11 月 1 日 から 翌年 の 1 月 31 日 までの 期 間	翌年の 3 月の 検 針 日 から 4 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間
毎年 12 月 1 日 から 翌年 の 2 月 28 日 までの 期 間 (翌年 が 閏年 と なる 場 合 は , 翌年 の 2 月 29 日 までの 期 間)	翌年の 4 月の 検 針 日 から 5 月の 検 針 日 の 前 日 までの 期 間

二 燃 料 費 調 整 額

燃 料 費 調 整 額 は , その 1 月 の 使 用 電 力 量 に 口 に よ っ て 算 定 さ れ た 燃 料 費 調 整 単 価 を 適 用 し て 算 定 い た し ま す 。

(2) 基 準 単 価

基 準 単 価 は , 平 均 燃 料 価 格 が 1,000 円 変 動 し た 場 合 の 値 と し , 次 の と お り と い た し ま す 。

1 キロワット時につき	14 銭 2 厘
-------------	----------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

6 8時間通電機器割引額等の日割計算の基本算式

(1) 8時間通電機器割引額または5時間通電機器割引額を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当割引額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 供給約款27(料金の算定)(1)八に該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{ といたします。}$$